

第2章 基本的な視点

第4次大阪府障がい者計画の基本的な視点は、障がい者の自立と社会参加を実現するための基本となる重要な視点であり、本計画の取組みにあたっては、第4次大阪府障がい者計画の「基本理念」「基本原則」を継承します。

1. 基本理念

人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり

これは、第3次大阪府障がい者計画（後期計画）の基本理念（「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」）が引き続き重要であることを認識しつつ、障害者基本法の改正などを踏まえ、新たに以下の点を盛り込んだものです。

① 合理的配慮の実践

障害者基本法に明記された「必要かつ合理的な配慮」を社会全体が真剣に考え、社会を構成する個々人の「支えあい」により、合理的配慮の実践が広がっていく社会であること。

② とともに生きる社会の実現

障がいの有無や程度に関わらず、だれもが誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として暮らす共生社会・インクルーシブな社会（ともに生きる社会）であること。

③ 支援の拡充

こうした社会を実現するため、障がい者に対する支援を拡充し、引き続き、その自立を支えていくこと。

2. 基本原則

（1）権利の主体としての障がい者の尊厳の保持

すべての障がい者は基本的人権を有しています。かつては保護されるべき者という見方が強かったと考えられますが、障害者基本法において権利の主体としての位置づけが明確にされました。障がい者は権利の主体として、いつ、いかなるときにおいても人間（ひと）としての尊厳を保持されなければなりません。

（2）社会的障壁の除去・改善

障がい者を定義するに当たって、かつては、当事者の心身の機能障がいが重視されてきました。しかし、障害者基本法において、障がい者は、障がいがあるだけでなく、社会との関係の中で日常生活上の制限を受ける者というように、社会との関係を含めて定義されることとなりました。したがって、障がい者にのみ機能障がい克服の努力を求めるのではなく、障がい者の自立や社会参加を妨げている社会的障壁を除去し、

改善することを考えなければなりません。

(3) 障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求

障害者基本法において、相手方に過度の負担を課すものではないときは、障がい者が必要とする社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がされなければならないことが明記され、障害者差別解消法や大阪府障がい者差別解消条例も施行されました。しかし、現状では依然として障がい者に対する差別・偏見が存在していると言わざるを得ず、今後も、「必要かつ合理的な配慮」について普及を図りながら、差別のない社会の構築に一層取り組んでいかなければなりません。

(4) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

障害者基本法第1条においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが規定されています。

障がいの有無に関わらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重され、それぞれの人格を認め合う「共生社会」、そして、障がい者が社会の構成員として分け隔てられることなく地域社会とともに自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を追求していくことが重要です。

また、障害者基本法で、言語に手話が含まれることが明らかにされ、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例も施行されているように、意思疎通のための手段について、選択の機会を確保することが重要です。

(5) 多様な主体による協働

上記(3)の「必要かつ合理的な配慮」という考えが導入されたことは、今後、障がい者の自立と社会参加という課題を、より社会全体で考えなければならなくなったことを意味します。

さらに、多様化する障がい者ニーズに対応し、障がい者の自立と社会参加を進めていくには、行政、障がい当事者や家族、府民、事業者、NPO、地域団体など多様な主体の参画と協働により障がい者施策を進めていくことが重要です。

3. 障がい者の自立と社会参加のために私たちは何をすべきか

「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」を実現していくためには、上記のとおり、社会を構成する多様な主体が自らの役割を自覚し、それぞれの持てる力を発揮、協働して社会全体としての取組みを進めていかなければなりません。

(1) 府民の皆さん一人ひとりに考え行動していただきたいこと

- さまざまな施策の進展や関係者の努力等にも関わらず、障がい者の自立と社会参加は未だ十分とは言えません。こうした現状を改善するためには、まず何よりも、府民の皆さんが障がい者を取り巻く状況や障がい・障がい者に対する正しい理解と認識を持っていただくことが不可欠です。

「障がい者」の中でも、それぞれの障がい特性によって課題や支援方策は大きく異なります。また、障がい者に優しい社会はだれもが暮らしやすい社会でもあります。こうした認識を深めるためにも、障がいのある人と交流する場を持つことは大切です。そして、「ともに生きる社会」を実現するため、障がい者がグループホームなど地域で暮らすことや社会参加することに協力し、障がい者を支える活動に積極的に参加することが期待されます。

また、障害者基本法に「必要かつ合理的な配慮」を行うべきことが明記されたことを忘れてはなりません。「合理的配慮」について議論を深めながら、実践していくことが必要です。

- 企業等においては、障害者雇用促進法や「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」(ハートフル条例)に基づき、多くの障がい者が働くことができる場を提供することはもとより、障がい者が職場に定着し能力を発揮できるような職場環境を整備することが求められています。職場における「合理的配慮」を実践していくことも必要です。

また、社会貢献の一環として、障がい者支援施設等で生産された製品の購入など、直接の雇用に依らない障がい者の経済的自立や社会参加の促進に寄与する取組みも期待されています。

(2) 障がい者自身に取り組むこと

障害者基本法において、障がい者は権利の主体として位置づけられています。地域で自立した生活を送ることができるよう、十分な情報提供を受けたいうえで、必要とするサービスを利用することができます。そのためにも、社会との関係を構築し、必要なサービスを利用しながら、自立と社会参加に向けて努力することが求められます。例えば、一定年齢になれば働き、人との交流を通じた心身の成長や社会貢献ができるという意識を障がい者自身とその家族が持つことが重要です。

さらに、地域や社会のことをともに考え、地域社会に参画していきましょう。「サービスの受け手」となるだけでなく、同じ障がいがある人同士の支えあいや他の障がい種別の人への支援など「サービスの担い手」としての役割も期待されます。その際、地域の障がいのある人同士が仲間となり、障がい者の生活の質を高める活動を広げていくことも期待されます。

（3）専門性が期待される事業者

障がい者の尊厳を保持するためには、サービスを提供する事業者が適切な情報提供を行いながら、障がい者のニーズに応じた質の高い支援を安定的に提供し、その社会的役割を果たしていくことが重要です。

事業者は、他の事業者と連携、協力しながら、不断に専門性を向上させることによって、社会的評価を高めていかなければなりません。

（4）広がる市町村の役割

市町村は、住民に身近な基礎的自治体として、また、援護の実施者として、障がい者のさまざまなニーズにきめ細かく対応していくことが必要です。

また、個別の対応のみならず、「まちづくり」の観点から、住民に対する説明責任を果たしながら、サービス基盤の確保や障がい者の権利擁護システムの構築、既存の社会資源の活用など、地域全体として障がい者等のニーズに応えていく方策をより積極的に検討する必要があります。そのためには、地域の実情の把握に努めるとともに、自らの施策立案能力を高めていくことが期待されます。

（5）大阪府の責務

大阪府は、広域的、専門的な観点から、市町村と連携し、障がい者が、いつでも、どこでも必要なサービスを利用し、自立した生活を送り、社会参加できるよう、障がい者施策に取り組みます。このため、人材の量的・質的な確保やノウハウの提供、市町村などに対する必要な情報提供や助言・援助等の支援を行います。また、市町村ごとにサービス水準の格差が生じないように、適切な状況把握や、課題解決に向けた支援を行うとともに、単独の市町村では取り組みにくい分野について、市町村間の調整を図ることで、大阪府全体の底上げをめざします。

これまでの先駆的な事業によって蓄積してきた知識・技術を生かし、さらに発展させるという気概を持って必要な施策を推進します。厳しい財政事情や経済状況の中にあっても、必要な予算を確保しつつ、予算を伴わない取組みなど創意工夫を凝らしながら、施策立案モデルとして府内市町村に提案できるよう取組みを進めていきます。

また、制度の運用実態や障がい者等の意見の把握に努め、制度の見直しや改善が必要な課題に関する国への積極的な提言も、大阪府の重要な役割です。